

事 務 連 絡  
令和 8 年 1 月 28 日

都道府県民生主管部（局）  
国民健康保険主管課（部） 御中

厚生労働省保険局国民健康保険課

国民健康保険条例における旧被扶養者に係る  
条例減免の取扱い要領（例）について

国民健康保険条例における旧被扶養者の応益割に係る減免について、子ども・子育て支援金制度の創設に伴い、国民健康保険条例における旧被扶養者に係る条例減免の取扱い要領（例）を別添の通り改正することとしましたので、貴管市町村（特別区を含む。）への周知等、特段のご配慮をお願いいたします。

なお、本事務連絡は 2026（令和 8）年 4 月 1 日より適用することとし、別添の様式については、当分の間、従前の様式を取り繕って使用しても差し支えない旨申し添えます。